## 中間市からの合併協議会設置請求に係る意見照会について

平成29年1月27日、中間市長から合併協議会設置に係る意見照会を受けましたので報告いたします。

## 1 これまでの経過

平成28年

11月23日 中間市民が署名収集

~12月22日

12月26日中間市民が中間市選挙管理委員会に、署名2,056人分を提出住民発議に必要な署名数は、739人(有権者数36,914人の1/50)

平成29年

1月15日 中間市選挙管理委員会において署名簿の審査終了

1月16日 署名簿の縦覧

~1月22日

1月23日 中間市選挙管理委員会は、請求代表者に署名簿を返付、公表

【今回】有権者数 36, 914 人 署名総数 2, 056 人 署名総数 6, 204 人 無 効 70 人 無 効 307 人 有効署名 1, 986 人 (全体の 5. 4%) 【H20】有権者数 39, 423 人 署名総数 6, 204 人 第名総数 7, 799 人 無 効 1, 121 人 有効署名 6, 678 人 (全体の 15. 0%) (全体の 16. 7%)

1月23日 請求代表者が中間市長に本請求

1月27日 中間市長が北九州市長に合併協議会設置協議の付議について 意見照会

## 2 今後の手続き

北九州市長は、90 日以内(4月27日まで)に中間市長に回答する必要がある。 回答が「設置協議議案を議会に付議しない」である場合は、手続きは終了する。

「設置協議議案を議会に付議する」の場合は、両市長は通知日から 60 日以内に議会に付議しなければならない。【市町村の合併の特例等などに関する法律 第4条】

## 合併特例法に基づく住民発議制度の流れ (市町村の合併の特例等に関する法律第4条)

例)A市住民が単独でB市との合併協議会の設置を請求する場合

